

契約・解約トラブルなんでも110番の実施状況について

1 事業の内容

国が提唱する5月の「消費者月間」にあわせ、平成7年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも110番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの無料相談に応じた。

日 時：令和3年5月17日（月）10時～12時、13時～15時
相談対応：弁護士 午前3名、午後3名
消費生活相談員 午前3名、午後3名

2 相談件数

23件（電話相談23件、来所相談0件）

3 相談内容の内訳

レンタル・リース・賃借	4件	内職・副業・ねずみ講	2件
保健衛生品	3件	他の役務	2件
教養・娯楽サービス	3件	その他	7件
被服品	2件		

4 主な相談事例

- ・インターネット通販で洋服を注文しクレジットカード決済したが届かない。クレジットカード情報が悪用されないか心配だ。（40歳代 女性）
- ・SNSを見てお試しのシャンプーセットを注文した。1回目を受け取った後で、2回目の発送メールが届き定期購入だと分かった。（30歳代 女性）
- ・ペット可のアパートを退去した。クロスの張替などで高額な修繕費を請求された。支払わなければならないか。（40歳代 男性）

5 過去の実施状況

平成30年度（5月21日）30件（電話相談20件、来所相談10件）
令和元年度（5月20日）29件（電話相談17件、来所相談12件）
令和2年度（5月18日）25件（電話相談23件、来所相談2件）